

一般財団法人 日本医療秘書学会施行規則

平成27年4月1日一部変更

(総則)

第1条 一般財団法人日本医療秘書学会定款第39条の規定により、学会施行規則を次のように定める。

(会員)

第2条 本学会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 医療秘書技能検定有資格者または、医療関連機関実務者で、本学会の目的に賛同する者
 - (2) 準会員 正会員2名以上の推薦があり、本学会の目的に賛同する者
 - (3) 特別会員 医療秘書教育全国協議会会員校の教職員
 - (4) 団体会員 本学会の目的に賛同する関連団体（学会参加、演題発表は3名まで）
 - (5) 賛助会員 本学会の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人または団体（学会参加、演題発表は3名まで）
2. 本学会の正会員、準会員、特別会員、団体会員、賛助会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。
3. 前項の申込みがあった場合、理事会において会員の認定を行い、速やかにその結果を通知しなければならない。

(特典)

第3条 会員は次の特典を優先的に受ける。

- (1) 本学会が開催する各種の学術的会合への参加
- (2) 学会誌の配布
- (3) 機関誌への投稿
- (4) 学術関係出版物購入の斡旋
- (5) 業務関連情報の取得
- (6) 医療秘書技能検定受験指導
- (7) 医療秘書技能検定試験受験料の特典
- (8) 学会会員証を取得

(年会費)

第4条 会員は毎年6月末日までに、所定の年会費を納入しなければならない。

2. 会員の年会費は次のとおりとする。

正会員	3,000円（会員校在校生2,000円）
準会員	3,000円
特別会員	3,000円
団体会員	10,000円
賛助会員	1口 10,000円（1口以上）

3. 既納の年会費は返還しない。

4. 会費の金額は、評議員会において決定し総会の承認をうけるものとする。

(退会)

第5条 退会は本人からの文書による申し出による。

2. 会員であって次の各号に該当した者には、学会長が理事会に諮って、退会を命ずることがある。
 - (1) 本学会の名誉を著しく傷つけ、または、本会の目的に反する行為があったとき。
 - (2) 会費を1年以上滞納し、督促しても納入しないとき。

(経理)

第6条 本学会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2. 本学会の運営に必要な経費は、次の収入により賄う。
 - (1) 年会費および学会参加費
 - (2) 医療秘書教育全国協議会助成金
 - (3) 寄付金等
 - (4) その他

(学会長)

第7条 学会長は学会を代表し総会を主催する。

2. 学会長は評議員会が選任し、総会の承認を受けるものとする。

(総会)

第8条 年1回総会を開く。

2. 総会は学会長が招集し主宰する。
3. 総会においては、本会則に定める事項のほか次の事項を報告する。
 - (1) 事業報告、計画に関する事項
 - (2) 収支決算、予算に関する事項
 - (3) その他評議員会において必要と認めた事項
 - (4) 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成により決する。

(学会参加)

第9条 学会の参加者は、別に定められた参加費を納入しなければならない。

2. 学会参加費は会員と非会員に区別し、そのつど学会長が定める。

(研究発表)

第10条 研究の発表者および発表連名者は、すべて会員でなければならない。

(施行規則の変更)

第11条 本学会の施行規則は、理事会および評議員会の議決を経て、総会の承認により変更することができる。

(雑則)

第12条 本規則の施行について、必要な細則は評議員会の議決を経て別に定める。

(施行規則の実施)

第13条 この学会施行規則は平成26年4月1日より実施する。

以 上